学校以外の教育機関

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成29年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 高 橋 嘉 行

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程(昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	(教職員課の総括課長等の専決事項)
	第9条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担
	当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
	<u>総括課長専決事項</u>
	(1) 主査相当職以下の職員(指導主事、経営指導主事、社
	会教育主事及び社会教育主事補を除く。) 及び学校職員(
	校長、副校長、教頭、主任指導教諭、主幹教諭、指導教諭
	及び指導養護教諭並びに主任主査相当職以上の事務職員を
	除く。)の任免に関すること。
	(2) 職員及び学校職員の病気休職に関すること。
	(3) 育児休業等任期付教職員の任免に関すること(市町村
	立小中学校の教職員に係るものを除く。)。
	(4) 配偶者同行休業任期付教職員の任免に関すること(市
	町村立小中学校の教職員に係るものを除く。)。
	(5) 再任用職員の任免に関すること。
	(6) 技能職員等の任免及び分限に関すること。
	(7) 一般研修(委託研修を除く。)の実施に関すること。
	(8) 叙位及び叙勲 (死亡叙勲及び高齢者叙勲に限る。) に
	関すること。
	(9) 教育職員の免許に関すること(教育職員免許状の取上
	<u> げ処分に関することを除く。)。</u>
	(10) 職員及び学校職員の給料の決定に係る承認申請に関す
	<u>ること。</u>
	(11) 特地公署又は準特地公署並びにへき地学校の指定の申
	請(軽易なものに限る。)に関すること。
	(12) 公務又は通勤による災害の認定の進達に関すること。
	(13) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準
	に関する法律(昭和33年法律第116号)の規定に基づく事
	務に関すること。
	<u>人事給与担当課長専決事項</u>
	(1) 職員及び県立学校職員の職務に専念する義務の免除に

関すること。

- (2) 職員及び県立学校職員の営利企業等の従事許可に関す ること。
- (3) 岩手県教育委員会服務規程(昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号)第10条に規定する兼職及び他の事業等の従事(軽易なもので所属長が承認したものを除く。)の承認に関すること。
- (4) 市町村立小中学校の非常勤事務職員及び県立学校の非常勤職員(事務職員、学校栄養職員、技能職員等に限る。) の配置に関すること。
- (5) 県立学校の臨時的任用教職員(事務職員及び学校栄養職員に限る。)の任免に関すること。
- (6) 職員の大学院修学休業の許可に関すること。
- (7) 職員及び県立学校職員(事務職員、技術職員その他の 職員に限る。)の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関 すること。
- (8) 職員及び県立学校職員(事務職員、技術職員その他の 職員に限る。)の自己啓発等休業の承認に関すること。
- (9) 職員及び県立学校職員(事務職員、技術職員その他の 職員に限る。)の配偶者同行休業の承認に関すること。
- (10) 職員及び学校職員の昇給、昇格、復職時等における給料月額の調整等に関すること。
- (11) 県立学校職員の給料の調整額の発令に関すること。
- (12) 学校以外の教育機関の当直の勤務時間の変更の承認に 関すること。

厚生福利担当課長専決事項

- (1) 職員及び学校職員の厚生福利に関すること。
- (2) 職員及び県立学校職員の衛生管理に関すること。
- (3) 退職手当の裁定に関すること。

小中学校人事課長専決事項

- (1) 市町村立小中学校の非常勤講師の配置に関すること。 県立学校人事課長専決事項
- (1) 県立学校の非常勤職員(事務職員、学校栄養職員、技能職員等を除く。)の配置に関すること。
- (2) 県立学校の臨時的任用教職員(事務職員及び学校栄養職員を除く。)の任免に関すること。
- (3) 県立学校職員の大学院修学休業の許可に関すること。
- (4) 県立学校職員(事務職員、技術職員その他の職員を除 く。)の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること

0

(5) 県立学校職員(事務職員、技術職員その他の職員を除

(学校教育室の室長等の専決事項)

第9条 学校教育室の分掌事務について、室長及び課長の専決 第10条 学校調整課の分掌事務について、総括課長、課長及び できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) 学校の管理運営に関し指導及び助言を与えること。
- (2) 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に 関する事務に関し指導及び助言を与えること。
- (3) 県立学校の入学者選抜の実施に関すること。

学校企画課長専決事項

 $(1)\sim(4)$ 「略]

学力 · 復興教育課長専決事項

- (1) 児童及び生徒の学力並びに教員の授業力の向上に関し 指導及び助言を与えること。
- (2) 小学校、中学校及び高等学校における連携した教育の 推進に関し指導及び助言を与えること。
- (3) グローバル人材の育成に関し指導及び助言を与えるこ と。

(4) [略]

(5) 市町村立の幼稚園及び小中学校 (小学校、中学校及び 義務教育学校をいう。以下同じ。)並びに県立学校の防災 に関し指導及び助言を与えること。

義務教育課長専決事項

- (1) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校にお ける教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に 関し指導及び助言を与えること(スポーツ健康課の所掌に 属するものを除く。)。
- (2) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の教 員の研修の実施に関すること(他課の所掌に属するものを 除く。)。

高校教育課長専決事項

- (1) 県立高等学校における教育課程及び学習指導その他学 校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること(ス ポーツ健康課の所掌に属するものを除く。)。
- (2) 県立高等学校の教員の研修の実施に関すること(他課 の所掌に属するものを除く。)。

- く。) の自己啓発等休業の承認に関すること。
- (6) 県立学校職員(事務職員、技術職員その他の職員を除

く。)の配偶者同行休業の承認に関すること。

(学校調整課の総括課長等の専決事項)

担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 学校の管理運営に関し指導及び助言を与えること(学 校教育課の所掌に属するものを除く。)。

学校調整担当課長専決事項

 $(1)\sim(4)$ 「略]

産業·復興教育課長専決事項

- (1) 市町村立の小中学校(小学校、中学校及び義務教育学 校をいう。以下同じ。)並びに県立中学校及び県立高等学 校におけるキャリア教育の専門的事項に関し指導及び助言 を与えること。
- (2) 産業人材の育成に関し指導及び助言を与えること。
- (3) [略]
- (4) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立学校の防災 に関し指導及び助言を与えること。

- (3) 産業人材の育成に関し指導及び助言を与えること。 特別支援教育課長専決事項
- (1) 県立特別支援学校並びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指導における教育課程及び学習指導 その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与える こと (スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。)。
- (2) 県立特別支援学校及び市町村立の小中学校の教員の研修の実施に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
- (3) 県立特別支援学校への就学に係る学校指定及び入学期 日等に関すること。

生徒指導課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 学校安全に関し指導及び助言を与えること(学力・復 興教育担当の所掌に属するものを除く。)。

生徒指導課長専決事項

(1) [略]

(学校教育課の総括課長等の専決事項)

第11条 学校教育課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 学校の管理運営に関し指導及び助言を与えること(学校調整課の所掌に属するものを除く。)。
- (2) 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に 関する事務に関し指導及び助言を与えること。
- (3) 県立学校の入学者選抜の実施に関すること。 学力向上担当課長専決事項
- (1) 児童及び生徒の学力並びに教員の授業力の向上に関し 指導及び助言を与えること。
- (2) 小学校、中学校及び高等学校における連携した教育の 推進に関し指導及び助言を与えること。
- (3) グローバル人材の育成に関し指導及び助言を与えること。

義務教育課長専決事項

- (1) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校にお ける教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に 関し指導及び助言を与えること(他課の所掌に属するもの を除く。)。
- (2) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の教 員の研修の実施に関すること(他課の所掌に属するものを 除く。)。
- (3) 学校文化関係団体の育成に関すること(高校教育担当 の所掌に属するものを除く。)。

高校教育課長専決事項

- (1) 県立高等学校における教育課程及び学習指導その他学 校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること(他 課の所掌に属するものを除く。)。
- (2) 県立高等学校の教員の研修の実施に関すること(他課 の所掌に属するものを除く。)。
- (3) 学校文化関係団体(高等学校に係るものに限る。)の 育成に関すること。

特別支援教育課長専決事項

- (1) 県立特別支援学校、県立高等学校の通級による指導並 びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指 導における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的 事項に関し指導及び助言を与えること(他課の所掌に属す るものを除く。)。
- (2) 県立特別支援学校、県立高等学校及び市町村立小中学 校の教員の研修の実施に関すること(他課の所掌に属する ものを除く。)。
- (3) 県立特別支援学校への就学に係る学校指定、入学期日 等に関すること。

(保健体育課の総括課長等の専決事項)

第12条 保健体育課の分掌事務について、総括課長及び担当課 長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 学校体育の専門的事項に関し指導及び助言を与えるこ
- (2) 学校体育関係団体の育成に関すること。

保健体育担当課長専決事項

(1) 学校保健、学校安全及び学校給食に関し指導及び助言 を与えること (学校調整課の所掌に属するものを除く。)

- (2) 県立学校の児童及び生徒の保健管理に関すること。
- (3) 学校給食用物資の需給計画に関すること。
- (4) 学校における食育に関し指導及び助言を与えること。 (生涯学習文化財課の総括課長等の専決事項)
- 、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする

総括課長専決事項

(生涯学習文化課の総括課長等の専決事項)

<u>第10条 生涯学習文化課</u>の分掌事務について、総括課長、課長 | <u>第12条の2</u> 生涯学習文化財課の分掌事務について、総括課長 及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 文化の普及及び向上に関し指導及び助言を与えること

(2) 文化関係団体の育成に関すること。

- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]

生涯学習担当課長専決事項

 $(1)\sim(3)$ 「略]

文化担当課長専決事項

- (1) 文化施設の設備及び運営に関し指導及び助言を与える こと(文化財に関するものを除く。)。
- (2) 青少年の家の管理に関すること。

文化財課長専決事項

- (1) 文化施設の設備及び運営に関し指導及び助言を与える こと (文化財に関するものに限る。)。
- (2) 文化の普及及び向上に関し指導及び助言を与えること (2) 文化財保護に関し指導及び助言を与えること。 (文化財に関するものに限る。)。
- $(3)\sim(6)$ [略]
- (7) 文化関係団体の育成に関すること (文化財に関するこ とに限る。)。
- (8) [略]

(スポーツ健康課の総括課長等の専決事項)

第11条 スポーツ健康課の分掌事務について、総括課長及び担 当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) スポーツ・レクリエーション指導者の養成に関するこ
- (2) 体育関係団体の育成に関すること。
- (3) 生涯スポーツの専門的事項に関し指導及び助言を与え ること。
- (4) 学校体育の専門的事項に関し指導及び助言を与えるこ

施設,学校健康担当課長専決事項

- (1) 社会体育施設の設置及び運営に関し指導及び助言を与 えること。
- (2) 野外活動センターの管理に関すること。
- (3) 学校保健及び学校給食に関し指導及び助言を与えるこ

- (1) [略]
- (2) [略]
- <u>(3)</u> [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) 学校、家庭及び地域の連携及び協働に関すること。

生涯学習担当課長専決事項

- $(1)\sim(3)$ 「略]
- (4) 青少年の家の管理に関すること。
- (5) 野外活動センターの管理に関すること。

文化財課長専決事項

- (1) 文化財関係施設の設備及び運営に関し指導及び助言を 与えること。

 $(3)\sim(6)$ [略]

- (7) 文化財の関係団体の育成に関すること。
- (8) 「略]

- (4) 県立学校の児童及び生徒の保健管理に関すること。
- (5) 学校給食用物資の需給計画に関すること。
- (6) 学校における食育に関し指導及び助言を与えること。 (教職員課の総括課長等の専決事項)
- 第12条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 主査相当職以下の職員(指導主事、経営指導主事、社会教育主事、社会教育主事補及び保健体育主事を除く。) 及び学校職員(校長、副校長、教頭、主任指導教諭、主幹教諭及び指導教諭並びに主任主査相当職以上の事務職員を除く。)の任免に関すること。
- (2) 職員及び学校職員の病気休職に関すること。
- (3) 育児休業等任期付教職員の任免に関すること(市町村立小中学校の教職員に係るものを除く。)。
- (4) 配偶者同行休業任期付教職員の任免に関すること(市 町村立小中学校の教職員に係るものを除く。)。
- (5) 再任用職員の任免に関すること。
- (6) 技能職員等の任免及び分限に関すること。
- (7) 一般研修(委託研修を除く。)の実施に関すること。
- (8) 叙位及び叙勲(死亡叙勲及び高齢者叙勲に限る。)に 関すること。
- (9) 教育職員の免許に関すること(教育職員免許状の取上 げ処分に関することを除く。)。
- (10) 職員及び学校職員の給料の決定に係る承認申請に関す ること。
- (11) 特地公署又は準特地公署並びにへき地学校の指定の申請(軽易なものに限る。)に関すること。
- (12) 公務又は通勤による災害の認定の進達に関すること。
- (13) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準 に関する法律(昭和33年法律第116号)の規定に基づく事 務に関すること。

人事給与担当課長専決事項

- (1) 職員及び県立学校職員の職務に専念する義務の免除に 関すること。
- (2) 職員及び県立学校職員の営利企業等の従事許可に関すること。
- (3) 岩手県教育委員会服務規程(昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号)第10条に規定する兼職及び他の事業等の従事(軽易なもので所属長が承認したものを除く。)の承認に関すること。

- (4) 市町村立小中学校の非常勤事務職員及び県立学校の非 常勤職員(事務職員、学校栄養職員及び技能職員等に限る 。) の配置に関すること。
- (5) 県立学校の臨時的任用教職員(事務職員及び学校栄養職員に限る。)の任免に関すること。
- (6) 職員の大学院修学休業の許可に関すること。
- (7) 職員及び県立学校職員(事務職員、技術職員及びその 他の職員に限る。)の育児休業及び育児短時間勤務の承認 に関すること。
- (8) 職員及び県立学校職員(事務職員、技術職員及びその他の職員に限る。)の自己啓発等休業の承認に関すること
- (9) 職員及び県立学校職員(事務職員、技術職員及びその 他の職員に限る。)の配偶者同行休業の承認に関すること
- (10) 職員及び学校職員の昇給、昇格及び復職時等における 給料月額の調整等に関すること。
- (11) 県立学校職員の給料の調整額の発令に関すること。
- (12) 学校以外の教育機関の当直の勤務時間の変更の承認に 関すること。

厚生福利担当課長専決事項

- (1) 職員及び学校職員の厚生福利に関すること。
- (2) 職員及び県立学校職員の衛生管理に関すること。
- (3) 退職手当の裁定に関すること。

小中学校人事課長専決事項

- (1) 市町村立小中学校の非常勤講師の配置に関すること。 県立学校人事課長専決事項
- (1) 県立学校の非常勤職員(事務職員、学校栄養職員及び 技能職員等を除く。)の配置に関すること。
- (2) 県立学校の臨時的任用教職員(事務職員及び学校栄養職員を除く。)の任免に関すること。
- (3) 県立学校職員の大学院修学休業の許可に関すること。
- (4) 県立学校職員(事務職員、技術職員及びその他の職員を除く。)の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。
- (5) 県立学校職員(事務職員、技術職員及びその他の職員 を除く。)の自己啓発等休業の承認に関すること。
- (6) 県立学校職員(事務職員、技術職員及びその他の職員 を除く。)の配偶者同行休業の承認に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。